

登録にあたり、区民センターは区民の自主的な活動の場であるため、営利を目的に指導者が主宰する教室などの活動、不特定多数を集めてのセミナー開催などには利用することができません。

施設の利用にあたっては、区民センターへの利用登録が必要です。（利用登録は無料）

登録種別は、一般団体、在住団体、在勤団体の3種類あります。

<利用登録方法>

一般団体

代表者が、15歳以上（中学生不可）で港区在住、港区在勤、港区在学のいずれかであれば、どなたでも登録ができます。

■登録手続き

代表者が区民センターに来館

登録申請書の記入

登録証の発行（その場で発行）

- 必要物 …… 港区在住者の場合、代表者の住所が確認できる身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）
港区在勤者、在学者の場合、勤務先、通学先が確認できるもの（在勤証明書、学生証明書など）
- 有効期限 …… 利用登録証発行の日から3年間
- 登録の更新 …… 有効期限満了日の1か月前までに、登録申請を行った区民センターの窓口で受付

※ 登録手続きにおいて、代表者の他に、担当者（港区の在住、在勤問わず）を1名設定していただく必要があります。

さらに、団体の**構成員が10名以上**で、**一定の要件を満たす団体**は、別途申請をすることで使用料が減免されます。

① 在住団体

- 団体の構成員が10名以上
- 代表者の住所が港区内にあること。
- 団体の構成員の70パーセント以上が、港区内に住所を有する（住民登録をしている）方であること。

● 必要物

- 登録申請書 会員名簿 会の規約 会の活動計画書、個人情報収集に関する同意書
- 代表者の住所が確認できる身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 利用申込受付開始日は、利用月の2ヶ月前の1日（1月は4日）
- 使用料は、1/2減免

② 在勤団体

- 団体の構成員が10名以上
- 代表の勤務先の所在地が港区内にあること。
- 団体の構成員の70パーセント以上が、港区内の事業所に勤めている、または、港区内の事業所に勤めている方と港区内に住所を有する（住民登録をしている）方のみで構成されている団体であること。

● 必要物

- 登録申請書 会員名簿 会の規約 会の活動計画書、個人情報収集に関する同意書
- 港区在勤構成員の勤務先が確認できるもの（在勤証明書など *名刺のみは不可）
- 利用申込受付開始日は、利用月の1ヶ月前の1日（1月は4日）
- 使用料は、1/2減免

- 登録証の発行 …… 登録書類の提出後、審査のうえ10日～2週間程度で発行
- 有効期限 …… 登録証発効日年度を含む3年度間
- 登録の更新 …… 有効期限満了日の1か月前までに、登録申請を行った区民センターの窓口で受付

※ 登録手続きにおいて、代表者の他に、担当者（港区の在住、在勤問わず）を1名設定していただく必要があります。